

## 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

平成 27 年 1 月 26 日定例教育委員会が、一宮市立浅井中小学校視聴覚室に招集された。

### 1 定例教育委員会議案案件

- 第 1 号議案 一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
- 第 3 号議案 一宮市博物館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 号議案 一宮市博物館運営協議会規則の制定について
- 第 5 号議案 一宮市三岸節子記念美術館運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 6 号議案 一宮市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 7 号議案 一宮市立小中学校事務共同実施組織設置要綱の制定について
- 第 8 号議案 一宮市社会教育委員の解嘱並びに委嘱について
- 第 9 号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について

### 2 出席委員

關戸委員長 小川委員 河合委員 森委員 中野教育長

### 3 欠席委員

無

### 4 一宮市教育委員会会議規則第 15 条の規定により出席したものの職氏名

服部教育文化部長 高崎教育文化部次長 杉山中央図書館長 吉川博物館長 堀総務課長  
石原学校教育課長 堀学校給食課長 野田生涯学習課長 吉田スポーツ課長 安達教育指  
定管理課長 志知図書館事務局長 伊藤博物館事務局長

### 5 同上規則第 17 条の規定により書記として出席したものの職氏名

村瀬総務課副主監 松野総務課主任

### 6 傍聴者

無

## 会 議 て ん 末

委員長（午後 1 時 30 分委員長席に着席、開会を宣言）

ただ今から、1 月の定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名者を河合委員と森委員のお二人にお願いいたします。それでは、12 月の定例教育委員会の会議録がお手元に渡っていると思いますが、これについて何かございませんか。

## 各 委 員

異議ありません。

## 委員長

ご異議がないようでございますので、12月の定例教育委員会の会議録について承認いたします。それでは本日の議案の審議に入ります。第1号議案 一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、第2号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について一括で審議をいたしますのでご説明をお願いします。

## 堀総務課長

第1号議案 一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行により、教育委員長制度が廃止されることに伴い、所要の措置を講ずることを市長に申し出るため、本案を提出するものです。（別紙（案）に基づいて説明）続きまして、第2号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行により、教育委員長制度が廃止されることに伴い、関係規則の整備を行うため、本案を提出するものです。（別紙（案）に基づいて説明）よろしくご審議をお願いいたします。

## 委員長

何かございませんか。

## 委員

「教育長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」とありますが、改正法では教育委員がその職務を行うということによろしいですか。

## 堀総務課長

現行4名いらっしゃる教育委員の中からあらかじめ教育長が指名して、その方に代行していただきます。仮に事故等があったとして、教育長の執務室まで来ていただいて事務を行うということはありません。資料の27ページ、改正法の第26条第1項に「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。」ということで、実際に教育長へ事務の権限が移っています。また、第26条第4項で、「教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。」ということになっているので、実際の事務を代行の方に教育長の立場を兼ねて何か行っていただくということはないと考えております。

## 委員

事務に関してはそういうことになっているかもしれませんが、当然教育長としての役割というものはあるかと思えます。総務課資料の26ページで「教育長職務代行」を教育次長という文言とともに削除されています。教育次長は一宮市にはありませんが、万が

一の場合に備えてあらかじめ教育長がすべきことの代行を誰がするのか、教育次長を置くのか新教育長職務代理者ということになるのか、決めていただいたほうがいいのではないのでしょうか。

堀総務課長

不測の事態が起きた場合、おそらく欠員の状態が続くことはないと思います。早急に後任者を選ぶという形になり、数日間の空白で留まるのではないかと思いますので、あえて教育次長を置くということは今のところ予定しておりません。

委員

現在の制度でそういうことが出来るのであれば問題ないかと思いますが、教育長に何かあったとき、直ちに代理の者、新しい教育長を定めても良いということが改正案にあるのでしょうか。

堀総務課長

教育委員の中の教育長代理の方に、その職務をつかさどっていただく形に数日間はなると思います。特例はともかく、通常の教育委員会の事務等で、教育長が欠けたときに代理の方に入っていただいて大きな支障が出るということは考えておりません。

委員

現状の教育委員会でも状況は同じかもしれませんが、教育長に不測の事態が起きた場合に、教育長の職務をどう引き継いでいくか考えておくことが必要だと思います。私たち教育委員は専任で常時その任に当たれるわけではないので、急に教育長の代理をすることは出来る場合と出来ない場合があると思いますので、その点を検討いただきたいと思います。

委員

改正法第13条第2項で、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員」という文言がありますが、その「あらかじめ」というのはいつのことを指すのでしょうか。例えば新教育長が就任されたときなのでしょう。従前であれば職務代行者という形で決まっています。実際始まってみないと分からないかもしれませんが、その任に当たるのが教育次長という立場なのか、部長なのか、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員なのか、ある種の指針を出していただいたほうがありがたいと思います。

堀総務課長

新しい教育長が就任されましたら、直ちに臨時の教育委員会を開催するかは未定ですが、遅くとも直近の定例教育委員会で委員さんがいらっしゃる中でご指名をいただくことになるかと思っています。

委員

どの時点で、また、指名する委員を誰にするのかが必要になってくると思いますので、検討いただきたいと思います。

委員

新たな新教育委員会制度を運用するにあたって、大きく変わる点で首長が教育長を任命されるということは、責任の所在という部分では非常に分かりやすくなっていいかと思うのですが、首長さんの考え方で教育長が指名をされてしまうと、公正・中立的な教育委員会制度が保たれないのではないかとといった懸念、危惧が考えられますが、教育委員

会の中でこういった議論はされましたか。

堀総務課長

今までは市と教育委員会は独立した形でしたが、大津市のことがございまして、市の考えと教育委員会の考えが乖離してしまい、今回の制度に至ったということだと思います。新制度では市長の権限があまりに大きくなり過ぎるという危惧もありましたが、そのことより教育委員会の責任、あるいは迅速性、そういうところに重点を置いて今回の制度は考えられていると思います。もう一つは、首長が選任した教育長が必ずしも議会の同意を得られるかは別の問題でございまして、議会のチェックが可能ではないかと思っておりますので、そういうところのチェック機能を今後は十分に果たしていく必要があるのではないかという意見もございました。

委員

新たに総合教育会議という会議が設けられて、首長を含めて教育委員が教育委員会とは別に会議を行うということによろしいでしょうか。

堀総務課長

イメージとしては、この場に市長が加わるという形で進めていくこととなります。

委員

総合教育会議というのは、今年の4月から施行されるということで、年に何回開催されるか決まっているのでしょうか。

堀総務課長

4月1日から始まります。今のところ年に最低2回の開催をしなければならないと考えています。

委員

意見聴取者も決まっていますか。

堀総務課長

意見聴取者は必要があるときに、必要なものを聴取するという形になりますので、その都度会議の内容に応じて設けていくこととなります。

委員長

非常に大きな制度の変革ということですので、今後も何かございましたら意見を出していただきたいと思っております。

委員長

他に何かございませんか。

全委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第1号議案 一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと第2号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定については原案どおり可決いたします。続きまして、第3号議案 一宮市博物館条例の一部を改正する条例の制定について、第4号議案 一宮市博物館運営協議会規則の制定について、第5号議案 一宮市三岸節子記念美術館運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について一括で審議をいたしますのでご説明をお願いします。

伊藤博物館事務局長

第3号議案 一宮市博物館条例の一部を改正する条例の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第1項の規定に基づき、一宮市博物館に一宮市博物館運営協議会を置くことを市長に申し出るため、本案を提出するものです。（別紙（案）に基づいて説明）続きまして、第4号議案 一宮市博物館運営協議会規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市博物館条例第4条の2第3項の規定に基づき、一宮市博物館運営協議会に関し必要な事項を定めるため、本案を提出するものです。（別紙（案）に基づいて説明）続きまして、第5号議案 一宮市三岸節子記念美術館運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、規則の条文整備を図るため、本案を提出するものです。（別紙（案）に基づいて説明）よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

委員

この協議会は年に何回くらいの予定ですか。

伊藤博物館事務局長

美術館の運営協議会は年1回、博物館は年1回以上と考えています。

委員

博物館の運営協議会の委員さんは、どういった関係の方が委員になられるのでしょうか。また、委員の基準はあるのでしょうか。

伊藤博物館事務局長

学識経験者の方はもちろんですが、生涯学習、家庭教育、あるいは学校教育の関係者の方々に幅広い意見をお伺いしたいと考えています。

委員

博物館の運営に関するということで、委員には親の立場ということでPTAだとか、そういった関係の方も入るのでしょうか。

伊藤博物館事務局長

そのことについては今後詰めていきたいと考えています。

委員

協議会の委員の任命ですが、三岸節子記念美術館運営協議会と博物館運営協議会の委員は重複することがありますか。

伊藤博物館事務局長

博物館と美術館は性格が違いますので、別の方で考えています。

委員長

他に何かございませんか。

全委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第3号議案 一宮市博物館条例の一部を改正する条例の制定につい

て、第4号 一宮市博物館運営協議会規則の制定について、第5号議案 一宮市三岸節子記念美術館運営協議会規則の一部を改正する規則の制定については原案どおり可決いたします。続きまして、第6号議案 一宮市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、第7号議案 一宮市立小中学校事務共同実施組織設置要綱の制定について一括で審議をいたしますのでご説明をお願いします。

石原学校教育課長

第6号議案 一宮市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市立学校管理規則の一部を改正する規則を制定するため、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) 続きまして、第7号議案 一宮市立小中学校事務共同実施組織設置要綱の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市立小中学校事務共同実施組織設置要綱を制定するため、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

委員

共同実施にあたっては、各グループの事務長さんが一箇所に集まって毎日されるものなのか、いわゆる忙しい時期に集まるのでしょうか。また、総括事務長さんは各学校に必ず配置されるものなのでしょうか。

石原学校教育課長

共同実施を行う上で拠点校という学校をつくりまして、そこへ定期的集まります。本市としてこれを始めるのは正式には来年度になり、回数については今後調整をしていきたいと考えていますが、毎日のように集まるわけではありません。本務校は本務校で仕事がございます。例えば人事の異動の時期になれば週1回ずつ集まらなければいけない時期もありますし、閑散期であれば学校の本務のほうをしっかりとやらせてもらえばいいので、年間計画を作りながら回数を検討していきたいと思っております。総括事務長につきましては、ある程度年数を重ねた事務長経験者から選ばれます。本市は共同実施を6グループで行う予定で、現在総括事務長の権利を持っている者が4名いますが、新たに来年度2名を加え、1グループに1名ずつ配置します。県が異動で配置し、基本的には総括事務長をグループごとに1名ずつ置く予定です。年齢構成が先細りしていますので、ある時期に来ると経験年数が足りず総括事務長が不足する時には、特別にグループ長を教育委員会で任命して、代わりの者を置くこととなります。総括事務長を必ず置けるとい状況であればいいのですが、将来的にはそうではない時期がくるかもしれません。また、グループ数より総括事務長を多く置くことは出来ません。

委員

総括事務長が1人増えるということになるのでしょうか。

石原学校教育課長

現在、事務長経験何年でという条件がありまして、今のところすぐに総括事務長になれる者が4名、共同実施する関係で来年度権利を持つ者がいますので、県へ新たに2名を加えて任命依頼を行いまして6名でスタートする予定です。

委員

第6号議案によって、県費事務職員の総数が増えるということなんでしょうか。

石原学校教育課長

今の事務長の職名が変わるだけなので総数は増えません。

委員

ある学校は総括事務長がいる、ある学校は事務長がいるということでしょうか。

石原学校教育課長

そのとおりです。そして、その他に主査、主任、主事がいます。

委員

総員は変わらないということによろしいでしょうか。

石原学校教育課長

今現在は、増える予定も減る予定もありません。

委員

今の話で人数自体は変わらないということですが、第7号議案の目的の8番で「教員の事務負担の軽減」とありますが、そのことによって教員の方の負担は減りますが、そうすると事務の方は自分の学校のことをやり、共同実施によって他の学校の事務処理を行うことによって、事務の方の負担が大きくなるようなことはないのでしょうか。

石原学校教育課長

共同実施の話が出てきたのは今から10年ほど前で、一番は教員の勤務時間の問題から発生しています。教員を増やすことはなかなか難しいので、何か支援することは出来ないだろうかということで、学校現場にいる人の活用を考えたときに事務職員の活用ということが考えられました。教員もさまざまな事務を抱えておりますので、これを事務職員が手伝うことが出来れば、教員が子どもたちに関わる時間が増えるのではないかとということが元の発想にありました。そこで、共同実施を行うとどんなメリットがあるかといいますと、例えばA小学校の事務の方とB小学校の事務の方は同じ内容の仕事がほとんどです。集まってグループ化して仕事を分担することによって、より正確に効率化が図れるということで、その空いた時間を教員の事務支援に向けられないかという考えでできております。

委員長

他に何かございませんか。

全委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第6号議案 一宮市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてと第7号議案 一宮市立小中学校事務共同実施組織設置要綱の制定については原案どおり可決いたします。続きまして、第8号議案 一宮市社会教育委員の解嘱並びに委嘱について、ご説明をお願いします。

野田生涯学習課長

第8号議案 一宮市社会教育委員の解嘱並びに委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、選出団体役員改選のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明)よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

全委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第8号議案 一宮市社会教育委員の解嘱並びに委嘱について原案どおり可決いたします。続きまして、第9号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について、ご説明をお願いします。

石原学校教育課長

受付番号第40号から第44号について後援内容説明。

野田生涯学習課長

受付番号第71号から第79号について後援内容説明。

吉田スポーツ課長

受付番号第43号から第47号について後援内容説明。

委員長

何かございませんか。

委員

学校教育課の43番ですが、場所が大口町の大口中学校となっています。1回あたりの参加者は教員が120名ということですが、年間8,000円の参加料を支払い、さらに1回参加するごとに3,000円ずつ支払いをして、セミナーに参加するのでしょうか。

石原学校教育課長

年額で一括で支払いを行うと8,000円で済みます。1回だけの参加、2回だけの参加ですと3,000円ずつ支払いをするということです。すべてのセミナーに参加する予定で一括で年額を支払うのか、回数を決めて1回あたりの参加料を支払うのかで変わってくると思います。

委員

学校が会場となっていますが、学校がバックアップして行われるのでしょうか。

石原学校教育課長

会場として学校が利用されます。講師等呼び、通信運搬費、消耗品費、印刷代等が計上されております。施設は大口中学校を使用しますので、施設費はかかっておりません。

委員

多くの方が参加されるのですか。

石原学校教育課長

昨年度の総参加人数は延べ人数ですが450名、そのうち一宮分は延べ150名、全体の3分の1が一宮から参加しています。

委員

学校教育課の42番ですが、小学校3年生から6年生が対象となっています。つみ木は幼い子どもが使用するイメージですが、変わったつみ木なのでしょうか。

石原学校教育課長

私も同じことを思って問い合わせをしたら、つみ木はつみ木なのですが、かなり大

きなものを作るそうです。6年生でも意外に楽しめるという回答が返ってまいりました。

委員長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第9号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について原案どおり可決いたします。以上をもちまして、本日の審議を終わります。次に報告事項をお願いいたします。

## 報告事項

吉田スポーツ課長

第13回いちのみやタワーパークマラソンについて

伊藤博物館事務局長

三岸節子記念美術館特別展「吉田博・吉田ふじを展」について

石原学校教育課長

インフルエンザによる学級閉鎖について

その他

堀総務課長

2月・3月・4月の定例教育委員会の日程について、小中学校卒業式について、辞令伝達式について

閉会宣言

委員長

これもちまして、本日の会議を終わります。

以上、会議のてん末を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

委 員 長

委 員

委 員